

東山墓園災害復旧について

☎ 東山墓園復旧担当 ☎ 63-7270

昨年、10月の台風21号の記録的な豪雨により、東山墓園の第1期区域内203区画が崩落しました。

市では、昨年12月22日から墓石、遺骨などの引き上げに係る事前調査を開始しました。調査作業は、手作業で丁寧に実施し今年5月末には第1期調査エリアの調査が完了しました。その後も調査エリアを拡大して、引き続き調査をしています。

これまでの作業は、市職員だけでなく、シルバー人材センター、ボランティアを合わせのべ1,302人



事前調査作業の様子



に参加いただきました。なお、調査区画からは、遺骨182片(袋)、遺品・付属品など200個を引き上げました。その内、使用者が判明したものは、お引き取りいただきました。

復旧スケジュール

- 平成30年7月～ 新墓所整備
被災場所への進入路設置工事
事前調査区域への重機などの投入
被災墓石と被災場所際の墓石の搬出
- 10月(予定)～ 災害復旧工事、新墓所への再建開始
- 復旧工事完了後 復旧墓園の自然転圧(約1年)、合同追悼所の設置

税 耐震・バリアフリー改修などで固定資産税を減額

①耐震改修で、翌年度分が2分の1減額 【工事完了後、3ヵ月以内に申請を】

要件 ▼昭和57年1月1日以前から存在する住宅
▼現行の耐震基準に適合するように改修された住宅
▼1戸あたりの耐震改修工事費が50万円以上
▼平成32年3月31日までに改修工事が完了する住宅
※長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は3分の2を減額

②バリアフリー改修で、翌年度分が3分の1減額 【工事完了後、3ヵ月以内に申請を】

要件 ▼新築された日から10年以上経過した住宅(賃貸住宅を除く)
▼改修後の住宅の床面積が50㎡以上
▼65歳以上の人、要介護認定・要支援認定を受けている人、障害のある人のいずれかが居住
▼自己負担額が50万円以上
▼平成32年3月31日までに改修工事が完了する住宅

③省エネ改修で、翌年度分が3分の1減額 【工事完了後、3ヵ月以内に申請を】

要件 ▼平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸を除く)
▼改修後の住宅の床面積が50㎡以上
▼窓の断熱改修工事(必須)と、これに併せて床の断熱改修工事、天井の断熱改修工事、壁の断熱改修工事を行った住宅
▼自己負担額が50万円以上
▼平成32年3月31日までに改修工事が完了する住宅
※長期優良住宅の認定を受けて改修された場合は3分の2を減額
※上記①～③について該当家屋が併用住宅である場合、その他条件がありますので詳しくは、問い合わせ先へ

④認定長期優良住宅で新築の場合、翌年度から5年間は、2分の1減額【新築工事の完了日から翌年の1月31日までに申請を】

要件 ▼長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定による認定を受けて、平成32年3月31日までに新築工事が完了する住宅

☎ 課税室 ☎ 63-7437

悪質な「点検商法」や「訪問勧誘」にご注意を！

■ 水道の職員になりました訪問にご注意を！

市では次のようなことは行っていません

- ▼水道メーターを交換した際の料金徴収
- ▼水質・水圧検査や清掃・点検修理
- ▼浄水器の訪問販売やレンタル・あっせん

訪問した職員を不審に感じた場合は、身分証明書の提示を求めてください。市の上下水道部職員と業務委託先の上下水道部お客様センター従業員は、常に身分証明書を携行しています。



☎ 上下水道部経営総務室 ☎ 63-4114

狂犬病予防注射済票(メダル)の交付について

☎ 環境対策室 ☎ 63-7492

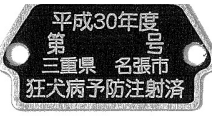
市が委託する動物病院や集合注射以外で狂犬病予防注射を接種し、狂犬病予防注射済票(メダル)の交付をまだ受けてない場合は、市環境対策室で交付の手続きをしてください。

持ち物 ▼狂犬病予防注射済証(動物病院などで交付された紙の証明書)

▼一頭につき550円(交付手数料)

年に1度、狂犬病予防注射の接種が義務付けられてます。必ず受けてください。

注射済票は、迷子札にもなりますので首輪に付けてください。



今年度は青色です

※ 犬の散歩中のフンは、飼い主が責任を持って後片付けをしましょう。

年金通信

国民年金保険料の免除・猶予制度

本人、配偶者および世帯主それぞれの前年所得が一定基準を下回る場合、申請により保険料が全額または一部免除・猶予されます。

● 平成30年度(7月～平成31年6月)の申請は、7月2日(月)から市役所で受付

平成29年度の免除承認通知(はがき)で継続申請が承認(期間延長承認など)されていれば、平成30年度の申請は不要です(8月中旬～10月頃に審査結果を送付)。

申請が必要な人は、免除の更新を希望しなかった人や一部免除が承認されていた人、免除が却下された人です。

免除の対象となる所得の目安

世帯構成	全額免除	4分の3免除 保険料 4,090円	半額免除 保険料 8,170円	4分の1免除 保険料 12,260円	納付猶予 50歳未満
3人扶養【夫婦・子2人】	162万円	230万円	282万円	335万円	162万円
1人扶養【夫婦のみ】	92万円	142万円	195万円	247万円	92万円
扶養なし【単身】	57万円	93万円	141万円	189万円	57万円

◎世帯の状況により異なりますので、あくまでも目安としてご参照ください。

◎申請時期により前々年の所得で審査を行う場合があります。

◎学生は「学生納付特例」の手続きをしてください。

● ただし、全額納付に比べ、将来の老齢基礎年金額が少なくなります

10年以内であれば、後から保険料を納めることができます(追納)。平成27年度以前の分は、当時の保険料に加算額が付きます。なお、一部免除後の保険料を支払わなかった場合、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。

☎ 保険年金室 ☎ 63-2148

年金相談

■ 産業振興センターアスパ(南町)の年金相談 ※相談の定員は各回50人程度
日時 7月10日(火)・24日(火) 午前10時～午後3時(受付は午後2時45分まで)

■ 津年金事務所での相談はご予約を！ ☎ 津年金事務所 ☎ 059-228-9120